

旧一般電気事業者等による独占禁止法違反事件 を踏まえた今後の対応について

第84回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和5年4月25日（火）

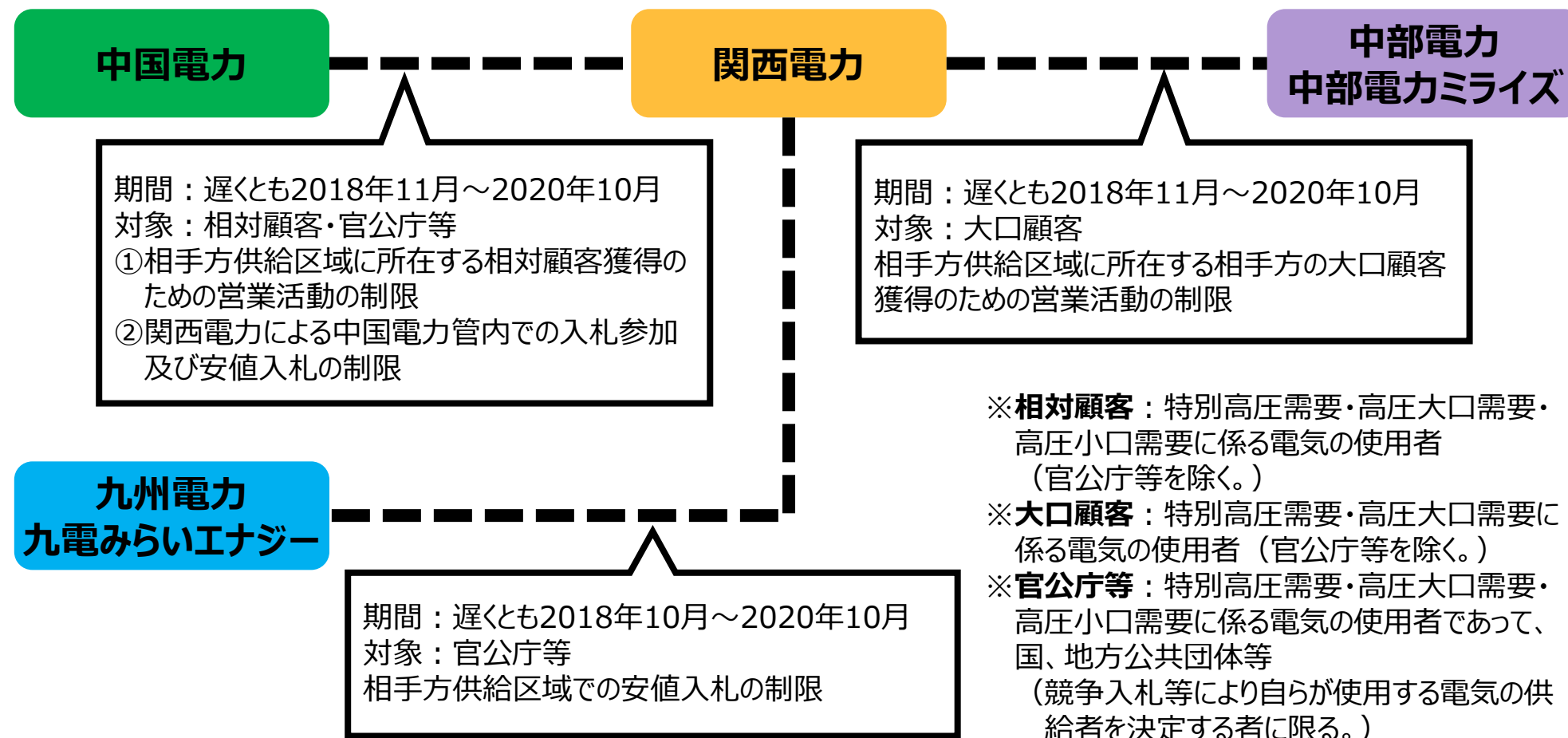


御議論いただきたい内容

- 公正取引委員会は、3月30日付けで、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対して、関西電力との間でカルテルを結んでいたとして、排除措置命令又は課徴金納付命令を発出。
- また、同日付で、公正取引委員会から当委員会に対し、当該カルテル事案自体ではないものの、旧一般電気事業者及びその販売子会社による行為についての情報提供があったところ。
- 本専門会合では、該当する旧一般電気事業者に対して当該命令がなされたことや、公正取引委員会からの情報提供などを踏まえ、電気の小売分野において、適正な競争環境を確保するための、ガイドラインの改定や、当委員会による更なる取組について、御議論いただきたい。

公正取引委員会による排除措置命令等について（事案の概要）

- 公正取引委員会の排除措置命令書等によれば、中部電力及び中部電力ミライズ、中国電力、九州電力及び九電みらいエナジーは、それぞれ、**2018年10月又は11月～2020年10月**までの間、**互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する合意（カルテル）**を行っていたとされている。



公正取引委員会による排除措置命令等について（命令の概要）

- 公正取引委員会は、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対し、次の事項を含む**排除措置命令**を行った。
 - 電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、**電気料金等に関する情報交換を行ってはならない**
 - 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての**行動指針の周知徹底**
 - 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該**営業活動に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査**
 - 独占禁止法違反行為に係る**調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成** など
- また、公正取引委員会は、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力に対し、総額1000億円超の**課徴金納付命令**を行った。

【各社の課徴金額】

事業者	課徴金額	排除措置命令
中部電力	201億8338万円	—
中部電力ミライズ	73億7252万円	○
中国電力	707億1586万円	○
九州電力 ※ 1	27億6223万円	○
九州電力みらいエナジー ※ 1	—	○
関西電力 ※ 2	—	—

※ 1 公取委の調査に協力したため、課徴金減免制度により一部減額。九電みらいエナジーは課徴金ゼロ。

※ 2 公取委に違反を自主申告したため、課徴金減免制度により処分を免れた。

電力・ガス取引委員会の対応について

- 電力・ガス取引監視等委員会としては、公正取引委員会の処分決定を受け、3月30日付けで**委員長談話を公表**するとともに、関西電力を含む5社に対し、**報告徴収**を実施。
- **4月12日付で各社からの報告**を得ており、現在、各社から提出のあった**資料の確認やヒアリング等を実施中**。今後、各社に対する**電気事業法上の処分について検討**を進めていく。なお、その際、公取委の命令に対する取消訴訟を提起する会社（現在では、中部電力のみが表明済み）についての扱いも論点となる。
- また、個別事案への対処のみならず、**一般論としてのルール整備や、当委員会の監視のあり方**についても、今後、検討を行うべきではないか。※詳細は後述

【報告徴収やヒアリング等を通じ、現在確認中の主な内容】

- ✓ 公正取引委員会からの命令内容
- ✓ 命令内容に対する認否
- ✓ 事実関係
- ✓ 再発防止策



【今後の対応】

- ✓ 電気事業法に基づく処分
- ✓ ルール整備
(法令遵守、競争促進等)
- ✓ 当委員会による監視強化

【参考】電力・ガス取引委員会委員長談話

大手電力会社等に対する公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和5年3月30日

本日、中部電力ミライズ株式会社・中国電力株式会社・九州電力株式会社らに対し、公正取引委員会からカルテルに関する排除措置命令及び課徴金納付命令が正式に発出されました。また、命令対象とはなっていませんが、関西電力株式会社も本件行為に関与していたと承知しております。

本件カルテルは、独占禁止法に違反するとともに、電気事業の適正な運営や健全な発達を阻害するものとして、電気事業法に反すると言えます。このようなことはあってはならないことで、誠に遺憾であります。

このため、当委員会として、関西電力株式会社・中部電力ミライズ株式会社・中国電力株式会社・九州電力株式会社・九電みらいエナジー株式会社に対して報告徴収を行い、事実関係や再発防止策等を確認した上で、電気事業法に基づく対応について、電力の適正な取引の確保を図る観点から適切に検討してまいります。

公正取引委員会からの情報提供について

- 公正取引委員会は、3月30日付けで電力カルテル事案に対する処分公表と同時に、電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供を行った旨を公表。

第3 電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供

本件審査において認められた以下の事実等について、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、電力・ガス取引監視等委員会に対し情報提供を行った。

- 1 違反事業者により、前記第1の2の独占禁止法違反行為が行われ、排除措置命令を行ったこと。
- 2 旧一般電気事業者及びその販売子会社は、会合等において、**営業活動に関する情報交換**を行っていたこと。また、旧一般電気事業者及びその販売子会社は、自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、**「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換**を慣習的に行っていたこと。当該情報交換は、旧一般電気事業者及びその販売子会社の代表者、役員級、担当者級といった幅広い層で行われていたこと。
- 3 電力・ガス取引監視等委員会が、旧一般電気事業者及びその販売子会社の**小売供給価格を監視するモニタリング調査**を行っていたところ、旧一般電気事業者及びその販売子会社の中には、**当該調査を行っていたことを利用し、他の旧一般電気事業者に対し、安値での小売供給に関して牽制等**をしていた者がいたこと。
- 4 旧一般電気事業者の中には、**競争により顧客移動が生じていることを示すために、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを企図**していた者がいたこと。
- 5 旧一般電気事業者の中には、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電又は調達してきたところ、**自社又はその販売子会社の小売価格及び自社の販売子会社に卸供給する価格を、当該販売子会社以外の新電力に卸供給を行う価格よりも安価に設定**していた者がいたこと。
- 6 旧一般電気事業者の中には、**卸売市場への電気の供給量の絞り込み**を行い、**市場価格を引き上げる**ことなどにより、外部からの調達に依存する**新電力の競争力を低下させることを企図**していた者がいたこと。
- 7 旧一般電気事業者の中には、新電力に対し、相対取引で電気の卸供給を行うに当たり、**当該旧一般電気事業者の供給区域においては当該電気の小売供給を行わないように求めていた**者がいたこと。

(※太字下線は事務局において付した)

公正取引委員会からの情報提供について

- こうした情報提供について、当委員会事務局において、公正取引委員会に対し、より詳細な内容の開示を求めたところ、公正取引委員会から開示された情報は、審査上の秘密であるとして、事業者名が特定できないものや、過去の事実に関するものが多くを占めていた。

※なお、前ページの5. について、旧一般電気事業者による内外無差別な卸売のコミットメントが守られていないのではないか、といった御指摘もあるが、これまでに当委員会事務局にて確認したところでは、このような行為が行われていたのは同コミットメント（2020年7月）以前の話であり、コミットメント後は行われていないため、そのような指摘は当たらない。

- そのため、現時点において、個別の事案として調査・対応することが可能な程度に具体的な情報であるとは言いがたいものの、今後の当委員会の取組や監視方法を検討するに当たって参考になるものと考えられる。
- そこで、公正取引委員会から情報提供のあった事柄について、当委員会事務局において、旧一般電気事業者各社にヒアリングを行って現在の認識を問うとともに、新電力複数社からもヒアリングを行って意見を聞くこととしたい。
- また、公正取引委員会から独占禁止法に基づく命令があったカルテルの事案を踏まえた今後の対応（次スライド以下）においても、公正取引委員会からの情報提供を参考としたい。

今後の検討課題

- カルテルに関与していたとされる小売電気事業者 5 社（関西電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー）に対しては、報告徴収を実施しており、各社からの報告やヒアリング等を踏まえて対応を検討中。また、中部電力ミライズは、公正取引委員会の命令に対して取消訴訟を提起することを明らかにしており、最終的な事実関係等の確定には時間を要する可能性もある。
- 他方で、公正取引委員会による排除措置命令がなされたこと自体や、当委員会への情報提供の内容などを踏まえれば、電気の小売供給市場における競争の適正化を図るため、上記**各社への対応と並行して、ルール整備などを検討することは重要**と考えられる。
- 具体的には、旧一般電気事業者等においては、**各供給区域内で独占的に電気を小売供給していた歴史的経緯や、電気事業連合会を通じた人間関係等を利用して情報交換をする機会**があることなどが原因で、自由化前の自らの供給区域における顧客を奪取されないようにするため、**電気料金などの営業活動に関する情報交換が行われ、カルテル等の競争制限的な行為が誘発されやすい環境**にあると考えられるのではないかと。
- そうだとすれば、今般のカルテル事案の関係事業者に限らず、**すべての旧一般電気事業者（やその子会社等）**を対象として、**ガイドラインの改定や、当委員会による監視方法の強化**が必要ではないか。

ガイドラインの改定について

- 経済産業省と公正取引委員会は、共同で、公正かつ有効な競争の確保等の観点から、「適正な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）を定めているが、小売取引分野においては、カルテルに係る規定はない。
- 他方、各事業者に聴取したところ、**公取委から立入検査を受けるまでカルテルに問われる行為をしている認識がなかった旨**、複数社から聞かれた。
- さらに、公正取引委員会から当委員会に対しては、域外営業にあたって「仁義切り」などの慣行が行われているなどの情報提供があった。
- よって、適正取引ガイドラインの小売取引分野のパート（第2部Ⅰ）にカルテルや談合が許されない行為であることについて、警鐘を鳴らすこととしてはどうか。
- その他、本件を受けて、適取ガイドラインに記載すべき事項等が考えられるか。

適正な電力取引についての指針

独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、**公正競争の確保や電気の適正取引の確保**の観点から電気事業者向けの指針を定めたもの。

【参考】適正取引ガイドライン抜粋① 卸売分野

第2部Ⅱ 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売電気事業者への卸供給等

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 卸供給契約における不当な料金設定等

(略)

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

(2) 卸電力取引所の活性化

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 卸電力取引所への電力投入の制限

(略)

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、卸電力取引所に投入する電力の数量を制限し、卸電力取引所における適正な価格形成を妨げることなどにより、競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

⇒不当な取引制限（カルテル）について、独占禁止法パートに記載あり。

【参考】適正取引ガイドライン抜粋② 小売分野

第2部 I 小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 小売供給

- ①…(略)…小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である。
- ② 平成26年改正法の施行前においては、一般電気事業者はその供給区域内において100パーセント近いシェアを有しており、かつ、一般電気事業者間の競争が活発に行われていなかった。平成26年改正法の施行後においては、電気の小売業への参入の全面自由化により全国的な競争が期待されるところ、一方で、周波数変換設備や地域間連系線の送電容量に制約があることや、一般送配電事業者の供給区域ごとに託送供給契約の締結や同時同量を行う必要があること、当該区域を越えた卸電力取引が限定的にしか行われていないこと等から、当該区域ごとに競争が行われる実態が当分の間は変わらないことも考えられる。
- また、一般送配電事業者の供給区域内の電源の大部分を一般電気事業者であった者が保有し又は調達している実態が変わらない現状においては、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は依然として有力な地位にあり、当分の間、需要家の多くは当該小売電気事業者から引き続き電気の小売供給を受け続けることも考えられる。
- ③ このような状況において、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）が、当該区域において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を供給し、他の小売電気事業者と取引しようとする需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更し、需要家の解約を不当に制限することなどにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせ、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、正当な理由なく他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、個々の行為が公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。このため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、下記2（1）のような点を踏まえた適切な対応が必要である。なお、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となる。（略）
- ④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第2条の17）や業務改善勧告（同法第66条の12の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある（業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上で発動されるもの）。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。

⇒競争者排除行為については、独占禁止法・事業法共通パートで記載があるが、カルテル等の競争者間での競争制限行為については、独占禁止法パートも含め、全く記載がない（ただし、③なお書きで独占禁止法の適用がある旨は明記されている）

ガイドラインに盛り込むことが考えられる事項のイメージ

- カルテルは、独占禁止法に違反するのみならず、電気事業法の本質や電力自由化の趣旨にも反する旨。
- 以下のような行為は、それ自体、電力の適正な取引の確保の観点から問題となるおそれのある行為にも問われうる旨。
 - 会合等において、営業活動に関する情報交換を行うこと
 - 自社の供給区域外の顧客に営業活動を行う際に、当該区域を供給区域とする旧一般電気事業者に対して、「仁義切り」などと称して、当該顧客に営業活動を行うことなどに関する情報交換を行うこと
 - 安値での小売供給に関して牽制等を行うこと
 - 旧一般電気事業者の域外競争が進展していることを示すために、競争者に対し、価格競争によらず、相互に顧客を獲得することを提案すること

⇒その他、本件を受けて、適取ガイドラインに記載すべき事項等としてどのようなことが考えられるか。

当委員会による取組（域外供給のモニタリング）について

- 電力の小売完全自由化以降、電力・ガス取引監視等委員会では、制度設計専門会合において、新電力シェアの推移のほかに、**旧一般電気事業者やその関連会社による域外供給の状況**について、**モニタリング報告**を行っている。

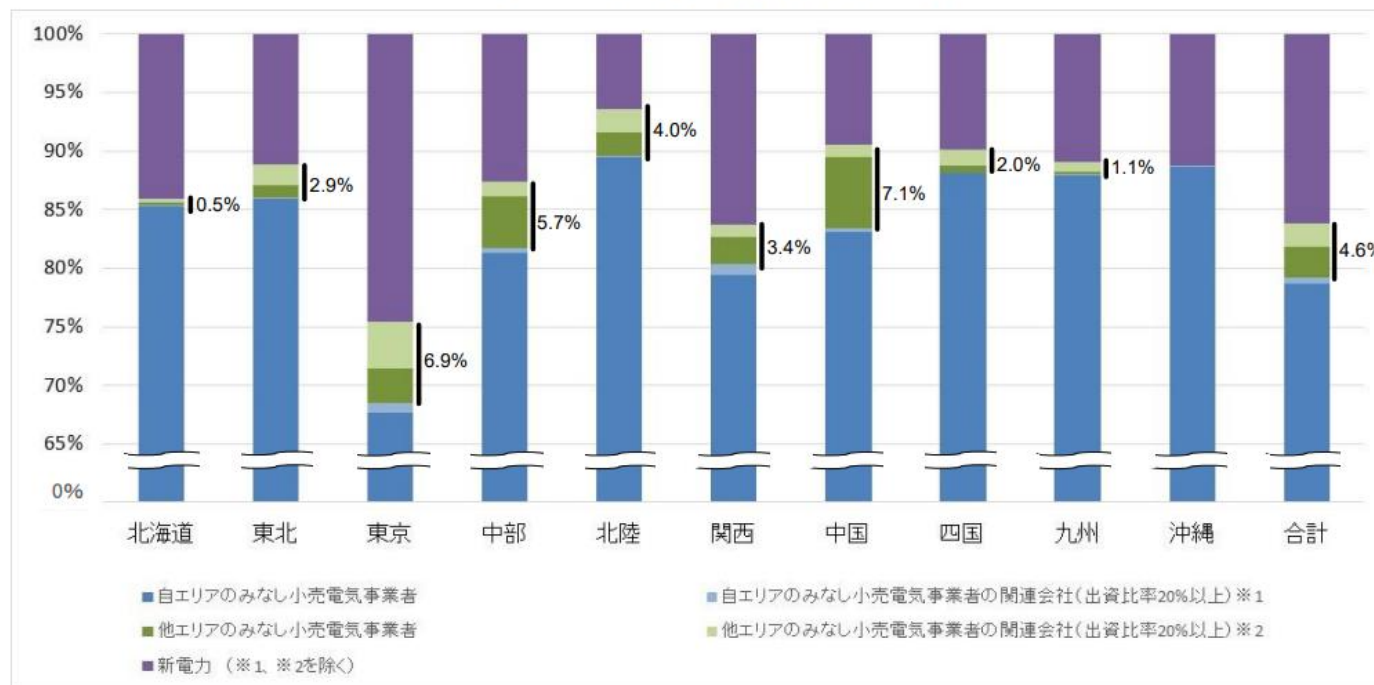
中長期推移

地域別の市場シェア

第83回制度設計専門会合
資料9より抜粋

- みなし小売電気事業者及びその関連会社による旧供給区域外への供給は、全体の約4.6%であった（2022年9月時点では5.4%）。地域別では沖縄を除く全ての地域で域外供給が行われている。

地域別の市場シェア（2022年12月）



(出所) 電力取引報
(備考) 販売電力量ベース

当委員会による取組（域外供給のモニタリング）について

- 各旧一般電気事業者は未だ自らのエリアにおいて高いシェアを有する一方で、エリア外の旧一般電気事業者やその関連会社は、有力な競争相手となり得る存在。
- これまでのモニタリングでは、全国及び地域別に、その時点における域外供給のシェアを公表するにとどまっていた。
- 今後、旧一般電気事業者やその関連会社によるエリア外への進出状況をより高い精度で把握し、かつ、カルテル等の競争制限的な行為が行われるのを防ぐため、例えば、次のような取組が考えられるのではないかと。また、こうした取組において、公正な競争を阻害する行為についての端緒情報が得られた場合には、当委員会として事業者¹に勧告等を行うことや、公正取引委員会に情報提供することもあり得る。
 - － 全国及びエリア別の域外供給シェアを、長期的な経過がわかるような形で分析・公表する
 - － 旧一般電気事業者グループごとに、各エリアへの域外供給実績を分析・公表する
 - － 旧一般電気事業者に対して、エリア外への進出方針や、その障害となっている事象について、ヒアリングを行う
 - － 各エリアにおける旧一般電気事業者同士のシェアの推移に関し、定期的に分析・公表する
- ただし、専門会合等において各社のシェア等を公表する際には、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生じさせることがないよう注意が必要。